

# やわらぎ会通信 2月号

私達の診療所にお越し下さいましてありがとうございます。

先月号では確定申告のお話をしましたが、お役にたちましたでしょうか。

さて今月は、歯冠材料についてお話しします。

歯の健康を失うには以下の3つの理由があります。

虫歯

歯周病

かみあわせの不調和

健康保険では保険医療機関及び保健医療費担当規則第21条の六に、「歯冠修復において、金属を使用する場合は、金位十四カラット合金又は代用合金を使用するものとする。ただし、金位十四カラット合金は臼歯部の歯冠継続歯に限って使用するものとし前歯部の鑄造歯冠修復又は歯冠継続歯については金合金又は白金加金を使用することが出来るものとする」とあります。一見ただけではよくわからない表現になっていますが、これは昭和51年に廃止された差額徴収という制度が部分的に残っていることが原因です。現在では特定療養費制度という名前で呼ばれています。

自由診療では、歯科材料は金と白金の合金である白金加金や歯の色をした材料としてポーセレン（陶材）やハイブリッドセラミックス（陶材とレジンの合体したもの）が用いられるのが普通です。昔の差額徴収制度では、自由診療の費用から健康保険の代用合金〔金12%パラジウム20%銀45%銅45%その他5%〕で製作した費用を差し引いた額が支払額となっていました。現在では大部分が禁止され、前歯の金冠が残ったわけです。

しかしながら、現在は技術が進歩して、保険においても前歯では白い歯が出来るようになったので、実際に健康保険の歯科治療で使用する材料は代用合金が主となっています。

代用合金は厚生省の指定により3種類あります。それは

歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上JIS表示品）1g約800円

歯科鑄造用銀合金（銀6%以上パラジウム5%以上JIS表示品）1g約100円

歯科鑄造用ニッケルクロム合金 1g約50円

なぜ、こんなに価格の差がある3種類の代用合金を指定したのか不明ですが、価格に差があるために大変不都合な事が生じています。やの代用合金を使用して、の代用合金を使用した事にすれば1gあたり約700円の材料差額が発生することになります。現実にある患者さんの冠をはずして分析に出した所、の銀合金が使用されていました。その患者さんは安い方の材料を使う事に対して説明を受けてはいませんでした。ニッケルクロム合金等は歯の治療に使用するには硬すぎますし、貴金属ではなく賤金属に分類されるものでアレルギーの心配もあります。現在の日本の経済状況で1g50円とか100円の金属を、健康の源である口の中に入れてはならない理由はないと思います。

私達の診療所では、出来るだけ身体に害のない歯科材料で治療を行える環境が実現することを望んでいます。

尚、同封しているレセプトのコピーは1月中にあなたがお受けになった保険診療報酬についての明細書です。その点数に10円をかけると全体の治療費になります。窓口で支払われた金額を除いた費用が健康保険組合から当診療所に支払われることになっています。